

諮問番号：諮問第 301 号

答申番号：答申第 301 号

答申書

第 1 審査会の結論

太宰府市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 令和 5 年 4 月から令和 6 年 4 月頃までの間、毎月平均して 70,000 円程度の生活保護費（以下「保護費」という。）が支給されていた。
- (2) 令和 5 年 9 月から生活動産の売却等による電子マネー収入が発生し始め、処分庁に報告していたが、処分庁の当時のケースワーカー（以下「CW」という。）の判断により、収入認定の対象外となっていた。
- (3) 令和 6 年 4 月から CW が交代し、確定申告の必要がある自営収入でもないのに、自営の売上管理並みの仕事を強いられている。処分庁から売上げ、必要経費、領収証又は領収の事実が分かるオンライン画面等必要書類の提出を求められ、2～3 回出向いたが、オンライン上でないと確認困難なものがほとんどであり、出向いても CW が 1 回で確認できるものではなかった。
- (4) そこで、年に 4 回実施予定の家庭訪問時に自宅のパソコンで確認すればよいのではないかと提案し、前回の家庭訪問があった令和 6 年 5 月の 3 か月後である同年 8 月から 9 月までの間に家庭訪問するよう促したが、既に家庭訪問したので訪問しない旨の回答があった。
- (5) 逆に、自分が処分庁に出向くよう強制されたが、保護費を 60,000 円以下に減額され、物価高で身動きも取れない家計状況の上、熱中症警報や台風警報も続き、出向くことが困難なことを伝えたところ、担当係長から必要書類の提出については郵送

又はオンラインで構わない旨の返答があった。しかし、その翌日にCWから訂正の連絡があり、対面による提出でなければ、収入は認定するが必要経費は認定しない等と、虐待と思われるような理不尽な説明を受けた。

- (6) 令和6年10月1日、更に説明なく保護費が減額され、52,938円が振り込まれていた。しかし、電気通信事業者の請求が54,000円のため、到底支払えず、電気代の請求27,000円の最終督促(切電通告)に充当し、延滞最終期限を迎えようとしている。

このように、一方的に減額されると生活費の予定が組めなくなるので、処分庁の業務を果たしているとは言えない。従前どおりの74,000円の支給に戻してもらいたい。

- (7) 令和6年10月16日付け収入状況申告書の別紙①の必要経費の欄に25,942円と、また、手書きで必要経費の合計は42,335円と記載しているにもかかわらず、これらの記載がないものとして処理されており、不正である。

処分庁は、当該42,335円を必要経費として認定しなかった理由につき、25,972円と25,407円との差額535円の過誤がある点を指摘していると思われる。

しかし、その点については、事前に説明を受けたことがない上、令和6年8月の家訪問が実施されていない。数字が一致しない場合、収入額のみが認定されて、必要経費は保留扱いにされることの説明を受けたことがなく、逆に、前任のCWからは、保護費に減額が生じる際には必要経費の有無を質問するので、先走っていろいろ証明資料を提出する必要はないと言われたことがあったため、あまり神経質にならずにざっくりとしたおおよその証明資料を提出しておけばいいかのようなシステムとして認識している。

25,942円(25,407円)の証明資料として領収証を提出しており、合計すると、おおよそ22,154円となる。

- (8) 自分は、おおよそ分かる範囲の証明資料は提出しており、処分庁からは、通帳の写しはフリマアプリの利用履歴のスクリーンショットを印字して提出するよう事前指示を受けたこともない。提出しない場合は、経費の総額を認定しない旨の説明を受けたこともない。必要経費に関連する法令等の説明を求めたい。

そもそも、令和6年4月と同年11月に家庭訪問が実施されたが、同年8月には実施されなかった。3か月おきに家庭訪問を実施していれば、現物で通帳やフリマアプリの内容を閲覧することが可能なところ、CWが家庭訪問の義務を怠ったこと

により、意思の疎通が困難になったものである。家庭訪問をしていれば、当時提出していなかった領収証、通帳の写し及びフリマアプリの利用履歴もその場で閲覧してもらい、必要経費の調査も即時完了していた。

令和6年8月のフリマアプリを用いた物品販売に係る商品価格の合計は53,715円、販売手数料と送料の合計は16,393円であって、前者から後者を差し引くと、利益は37,322円となる。その内訳に係る証明資料は既に提出しており、当該資料で確認できることから、38,547円は必要経費として認められるべきであったのであり、これを認定しなかった本件処分には悪意があり、不当である。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分については、法令等に則^{のつと}って適正に行われており、処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

(1) 保護費の算定について

処分庁は、保護費の算定を行った上で本件処分を行っているが、本職において審査請求人世帯の状況に鑑み、令和6年9月1日時点で「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月厚生省告示第158号）を当てはめて算定したところ、その計算には誤りがないものと認められる。

したがって、審査請求人に係る令和6年9月分の保護費の算定については、法令等に則^{のつと}って適正に行われたものと認められる。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、収入申告額に齟齬^{そご}が生じた理由につき、縷々^{るる}主張しているが、これらは、本件処分の違法性又は不当性の判断に影響するものではない。

(3) その他

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年11月25日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1

項の規定に基づく諮問を受け、令和8年2月12日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件において、審査請求人は、行政不服審査法第81条において準用する同法第76条の規定に基づき、令和7年12月21日付けで当審査会宛てに「令和6年9月20日処分審理員意見書に対する審査請求人の意見」を提出し、主に処分庁の対応が違法な行為である旨を主張している。

よって、当審査会は、これまで提出された事件資料に、これらの主張を含めて、以下検討する。

本件処分の決定については、法令及び国からの通知等に則って適正に行われており、処分庁が本件処分を行ったことに違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 鶴 利絵

委員 谷本 拓也